

笠間市児童・生徒通学費補助金について（FAQ）

～ 通学定期購入費の一部補助 ～

「通学定期購入費補助金」に関する【よくある質問】を記載しております。以下に記載がない事項につきましては、直接お問い合わせ願います。

【よくある質問 FAQ】

(1) 対象者について

Q1 笠間市内の小・中・義務教育学校（笠間小学校、笠間中学校、稲田小学校、稲田中学校、みなみ学園義務教育学校）に在籍しています。スクールバス（もしくは路線バス）を利用するため定期券を購入しているのですが、対象になりますか。

A1 対象となります。該当者については、在籍している学校から直接通知が届きます。

Q2 対象者の要件は？

A2 補助交付対象者は、以下の要件（(1)から(5)）をすべて満たすものとします。

- (1) 補助金の交付申請及び請求の提出のあった日に、市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（第3学年まで）及び専修学校の高等課程（以下「各学校」という。）に在籍している児童・生徒・学生の保護者
- (3) 令和4年度内に利用する公共交通機関等の通学定期券を購入し通学する児童・生徒・学生の保護者又は笠間市立小中学校スクールバス運行に関する条例（平成26年笠間市条例第42号）第6条に定める利用料を納付する児童・生徒の保護者
- (4) 市税に滞納がない者
- (5) 笠間市暴力団排除条例（平成23年笠間市条例第26号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者

Q3 在籍する学校とは？

A3 在学する学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（第3学年まで）及び専修学校の高等課程に在籍していることを指します。

なお、次の学校に在籍する方は対象外となります。

・大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校（第4年年以上）、専修学校、専門学校、予備校など

Q4 大学生も対象になりますか？

A4 大学生は対象となりません。

Q5 留年している場合でも補助の対象となりますか？

Q5 対象となります。学校に在籍していることが支給要件となっております。

Q6 市税に滞納がない者についての範囲は？

A6 ここでいう市税とは、笠間市で課税している「固定資産税」、「軽自動車税」、「市民税」、「国民健康保険税」を対象としており、それらの納税状況を確認させていただきます。

なお、納付状況を確認させていただく範囲については、申請者のみとなります。

Q7 支給要件に所得制限等がありますか？

A7 今回の補助事業につきましては、所得制限は設けておりません。あくまで子育て世帯に対する経済的負担の軽減を目的としているものでございます。

Q8 学校を退学してしまったが、対象者となりますか？

A8 対象者になりません。申請日現在において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（第3学年まで）及び専修学校の高等課程（以下「各学校」という。）に在籍していることが要件となっております。

Q9 笠間小学校、又は笠間中学校に在籍しています。スクールバスは利用券で定期券の購入はありませんが対象者になりますか？

A9 対象者となります。該当者については、在籍している学校から直接通知が届きます。

Q10 笠間小学校、又は笠間中学校に在籍しています。スクールバスの利用料を完納していませんが対象者になりますか？

A10 対象者となります。ただし、通知書に同封されている同意書を提出していただき、未払い分を充当させていただきます。充当後、差額がある場合は口座へ差額分を振込みます。

(2) 補助の対象となる費用

Q1 電車とバスで通学しています。電車の定期券代は10,000円未満ですが、バスの定期券代と合算すれば20,000円以上になります。この場合は対象になりますか？

A1 購入した定期券の合計額が20,000円以上であれば、上限額の20,000円をお支払いいたします。ただし、合計額が20,000円に満たない場合につきましては、購入費の金額から1,000円未満の端数を切捨てた全額をお支払いいたします。

例) 購入代金の合計額	補助金額
25,000円	→ 20,000円
17,500円	→ 17,000円

Q2 定期券は購入しませんでした。切符を数回購入して通学先へ通いました。その切符代は補助の対象になりますか？

A2 補助対象経費にはなりません。補助の対象は定期券代購入に係る経費のみとなります。

Q3 定期券を購入した際の領収書がありません。再発行は必要でしょうか？

A3 現在所持している定期券で「利用期間」、「購入日」、「利用者」、「定期代金」、「利用区間」等が確認できれば、領収書の再発行の必要はございません。ただし、申請いただいた必要書類で確認できない情報不足があった場合には、学務課より申請者へご連絡させていただく場合もございます。

Q4 特急券は対象になりますか？

A4 定期券が対象となりますので、「特急券」は対象になりません。

Q5 定期券の種類はどこまでが対象範囲なのか？

A5 ①JR 定期券、②常総鉄道など私鉄定期券、③関東鉄道、茨城交通等 バス定期券、④学校運営スクールバスの利用券などが該当いたします。

Q6 駅駐輪場の駐車券、バス以外（タクシー、チャーター便など）についても対象範囲か？

A6 定期券が対象となりますので、駅駐輪場の駐車券、バス以外（タクシー、チャーター便など）については対象になりません。

(3) 補助金額

Q1 電子申請により申請したのですが、自分が交付される補助金額がいくらか確認したいのですが？

A1 提出された書類を基に交付決定の可否を審査します。審査後、申請のあったメールアドレスに対し、市から「交付（不交付）決定通知書」を送付しますので、補助金額と振込日をご確認ください。

(4) 受付開始日

Q1 広報かさま「お知らせ版」9月1日号で「申請受付」が9月上旬予定と記載されてましたが、いつから受付開始となりますか？

A1 受付開始日は、令和4年9月8日（木）（電子申請については午前10時00分開始）からとなります。

(5) 申請期限及び支払予定日

Q1 いつまでに申請すればよいですか？

A1 申請期限は令和5年3月10日（金）までとなります。郵送での申請についても同日必着厳守となります。

Q2 口座振込の予定日はいつですか？

A2 最初の口座振込は10月を予定しております。その後、順次対応していく予定です。振込予定日は、交付決定通知書と併せてお知らせいたします。

(6) 提出書類

Q1 定期券は「通学用」などの記載がないものは対象とならないか？

A1 「通学用」などの記載がない定期券についても、学校への在籍が確認できれば対象となります。

Q2 「在学証明書」を添付する場合、在学証明書の有効期間はありますか？

A2 発行後おおむね3か月以内であれば、有効といたします。

Q3 電子申請で添付データを間違えてしまいました。どうすればいいですか？

A3 学務課へご連絡いただき、指定されたメールアドレスへ正しい添付データを送っていただくか、もしくは学務課へプリントアウトした物を提出してください。

Q4 振込口座の情報は何か必要ですか？

A4 通帳の見開き部分に記載されている「金融機関名およびコード」「支店名およびコード」「預金の種類」「口座番号」「口座名義」が必要です。

Q5 定期券が2枚ありますが、データの添付は1つしかできません。どうすればいいですか？

A5 2枚の定期券を一緒に写真を撮るなどして1つのデータとして添付してください。

(7) 申請方法

Q1 申請方法はどのようにすれば良いか？

A1 申請の方法としまして、①「いばらき電子申請・届出サービス」を利用した電子申請、②窓口による申請、③郵送による申請、の3つでございます。

Q2 補助金について、申請者（保護者）でなく、本人（児童等）名義の口座へ振り込んでもらいたい。

A2 補助金については、原則、申請者（保護者）名義の口座へ振り込むことになります。

Q3 振込口座はマイナンバーカードでも登録は可能か？

A3 登録できません。現在、市行政機関でのマイナンバーカードによる口座登録の使用は認められていないため、今回の補助金申請については、対象外とさせていただきます。そのため、申請の際には「口座情報」を入力（記載）してください。

Q4 最初の申請で20,000円に達していなかったため、もう1度、差額分を申請できますか？

A4 2回目の申請はできません。申請は対象者1人につき1回限りとなります。

ただし、最初の申請を取り消し改めて申請することは可能ですので、その場合は、学務課へお問い合わせください。

(8) 交付申請から支払いまで

Q1 受付開始日が9月となっているが、具体的な支払日はいつになるのか？

A1 おおむね1か月を予定しておりますが、できるだけ早い段階でお手元に届くよう、手続きを進めてまいりたいと考えております。

Q2 補助金を分割して受け取ることはできますか？

A2 分割でのお支払いはできません。ご指定いただいた口座に「一括」でお支払いいたします。

Q3 市から「補助金交付決定通知書」がメールで送られてきましたが、どうしたらいいですか？

A3 市から送付されました「交付決定通知書」は、電子データ又は必要に応じプリントアウトし、大切に保管くださいますようお願いいたします。なお、「交付決定通知書」に記載された期日に、申請時に指定のあった口座へ決定された「補助金額」をお振込みいたします。

(9) 補助金支給後について

Q1 補助金を受領しましたが、都合により定期券を使わなくなったため払戻しをしました。その際はどうしたらいいですか？

A1 払戻した期間は補助の対象外となります。交付した補助金を返還していただく必要がありますので、学務課へお問い合わせください。なお、払戻しをしたにも関わらず補助金を不正に受け取った場合でも、補助金を返還していただくこととなります。

【問合わせ先】

笠間市教育委員会教育部学務課 学務グループ

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号

TEL 0296-77-1101 (内線 373・374・375)